七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
柚木田川二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県宇佐市院内町定別当
字宇土ノ迫　一九番　一号
三六番　二号及び三号
三八番二　四号
三二番　五号
二四番　六号
九番　七号
一七番　八号
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
吐合川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県豊後大野市朝地町朝地
字大又　一六六二番一　一号及び二号
一六八七番　三号
一六八七番地先道路敷　四号
一六九四番　五号
一七四五番一　六号
一七四七番　七号
一七八〇番　八号
一七八一番　九号
字仲井迫
二一三一番　十号
二一三七番　十一号
二一三五番一　十二号
二一六〇番一　十三号及び十四号
九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
通リ山川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県佐伯市蒲江大字丸市尾浦
字生死ヶ谷　八七〇番二　一号
字通リ山　八三五番一三九　二号
八三五番八九　三号及び四号
八三五番九二　五号
八三五番九四　六号
八三五番一四一　七号
八三五番一五三　八号
十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中大山川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田市大山町西大山
字山下　三九〇四番一　一号及び二号
三九〇一番一　二十号
字鍛冶屋ノ下　三九一五番　三号及び十八号
三九一六番　四号、五号及び十七号
三九一七番　六号及び十六号
字谷迫ノ下　三九一九番　七号
字正直　三九三五番　八号
三九三一番　九号
三九二七番一　十号
三九三三番　十一号
字アタゴ山　三九二一番　十二号及び十三号
字竹ノ下　三八六七番　十四号
三八七二番　十五号
字山下平　三九一一番　十九号
十一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下小袋川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県中津市三光小袋
字寺ノ下　一〇一四番一　一号
字上ノ山　一二八一番一　二号及び三号
一二八九番　四号
一二九六番一　六号
一二九九番　五号
一三四一番一　七号
字馬場　一一四三番　八号
一一三六番　九号
一一三二番　十号
一一二四番　十一号
一一一八番　十二号
十二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大迫川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線（標柱三号と四号については、昭和五十四年建設省告示第八百九十八号で指定した大迫川に掲げる土地の区域の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十四年建設省告示第八百九十八号で指定した大迫川に掲げる土地の区域を除く。）
大分県中津市本耶馬渓町曽木
字平蔵　一〇四九番　一号
一〇六一番　九号
一〇五九番　十号
一〇五一番　十一号
一三四一番　二号
一三三九番　三号
字小ノケ原　一三〇五番　四号及び五号
字ヒイノキノー　一二八七番　六号
字夫婦岩　一二〇九番　七号
字毛蕨　一一八九番一　八号

○国土交通省告示第千三百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十八年十一月二十二日
国土交通大臣　石井　啓一
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小園川二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県国東市武蔵町志和利
字行田　一四三一番三地先水路敷　一号
一四三一番一　二号及び四号
一四三一番二　三号
一四三一番二　五号
一三一四番二〇　六号
一四〇四番　七号
一四〇〇番　八号及び九号
一三九六番一　十号
一三八七番　十一号及び十二号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
稲垣川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県佐伯市大字稲垣
字掃木　三四番　一号
三一番三　二号
三一番二　三号
三一番一　四号
四五番二　五号及び六号
五一番　七号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
長谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県佐伯市大字長谷
字鶴ノ地　三八二三番二　一号及び二号
字樋口　四五六〇番一　三号
四五六四番一　四号
四五六四番二　五号
四五六四番二地先道路敷　六号
四五五一番　七号
四五五二番　八号から十号まで
四五五三番　十一号及び十二号
四五四五番三　十三号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
広畑ヶ川二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県佐伯市大字青山
字猪子ノ元　六三六九番三　一号
字四ツ天畑　六三七八番三　二号
字天神森　六三四〇番一　三号から六号まで
六三三八番二　十一号
六三四三番二　十二号